

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和3年7・8・9月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）附則48の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則51及び52の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかった場合には、当該納付猶予牛に係る負担金の額は零となっています。

今般、令和3年7・8・9月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合

(1) 肉専用種

算出の区域		令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
北海道		965.025 円	16,326.0 円	7,828.425 円
青森県		0 円	16,115.175 円	5,026.275 円
岩手県	肉専用種 (日本短角種を除く。)	0 円	10,451.025 円	0 円
宮城県		0 円	16,081.425 円	4,992.525 円
秋田県		0 円	14,805.675 円	3,716.775 円
山形県		0 円	5,701.95 円	0 円
福島県		0 円	12,087.0 円	998.1 円
茨城県		2,015.775 円	17,232.075 円	8,526.6 円
栃木県		0 円	15,167.925 円	6,462.45 円
群馬県		0 円	13,475.025 円	4,769.55 円
埼玉県		0 円	15,107.85 円	6,402.375 円
千葉県		0 円	12,631.725 円	3,926.25 円
東京都		0 円	5,611.275 円	0 円
神奈川県		0 円	14,976.0 円	6,270.525 円

算出の区域	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
山梨県	0円	12,514.95円	3,809.475円
静岡県	0円	12,679.875円	3,974.4円
新潟県	0円	6,739.2円	0円
石川県	0円	13,795.2円	0円
福井県	0円	13,627.8円	0円
愛知県	0円	3,007.575円	0円
三重県	0円	2,792.7円	0円
滋賀県	0円	3,912.975円	1,569.6円
京都府	0円	8,205.75円	5,862.375円
大阪府	0円	568.35円	0円
兵庫県	0円	0円	0円
奈良県	0円	2,310.525円	0円
和歌山県	0円	1,847.925円	0円
島根県	0円	6,811.875円	0円
岡山県	0円	2,366.55円	0円
広島県	0円	8,365.275円	0円
山口県	0円	5,653.35円	0円
徳島県	0円	0円	3,625.65円
香川県	0円	0円	0円
愛媛県	0円	0円	0円
福岡県	0円	0円	164.25円
佐賀県	0円	0円	0円
長崎県	0円	0円	0円
熊本県	0円	0円	606.6円
大分県	0円	0円	0円
宮崎県	0円	2,844.0円	5,226.975円
鹿児島県	0円	55.125円	2,438.1円
沖縄県	0円	0円	0円

(2) 交雑種

	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
東京都、京都府	10,035.225円	15,378.75円	5,147.325円

2. 負担金の納付先が機構である場合
肉専用種

令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
0円	0円	0円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当:青木、柳田、山口、小南、峯岸
電話:03-3583-8562